

学童保育施策の充実を求める請願書

2015年12月3日

愛知県議会議員  
横井 五六 様

愛知県議会事務局
27局議請願陳情第5-9号
平成 27.12.3 受付
請願陳情第 22 号
平成 27.12.3 受理
健康福祉委員会

請願団体 愛知学童保育連絡協議会  
 代表者 江坂 佳代子  
 名古屋市熱田区沢下町 9-7-308  
 電話 052-872-1972



紹介議員

わいの恵子

下奥 奈歩

筒井 タカヤ

【請願項目】

学童保育指導員を常勤・複数配置できるよう、国の決めた単価を上回るような1ヶ所あたりの補助基準額を増額する加算措置をまず愛知県で講じてください。

同時に、国にも加算措置を予算化するように働きかけてください。

【請願理由】

日頃から学童保育施策拡充のために、ご理解、ご協力いただきありがとうございます。

私たち愛知学童保育連絡協議会が実施した実態調査（2014年5月1日付け）で、学童保育所数は54市町村975小学校数に対し1,082か所となり、2013年度より53箇所増えました。利用している児童数は41,061名となり増え続けています。

このように学童保育所は、箇所数、利用児童数が毎年増加しているにも関わらず、いまだ財政基盤に脆弱さを抱えた施策となっています。

国は「子ども・子育て支援新制度」を施行し、補助金のあり方を変更し、学童保育指導員の処遇改善等を消費税でまかなう方向を打ち出しましたが、消費税は不安定な財源であるだけでなく、今現在でも財源の確保がされていません。

まずは、愛知県から学童保育指導員が、学童保育で働いて生活が成り立つ職業になる学童保育運営費の予算化をはかり、国へ制度改善を迫ることが重要と考えます。

学童保育指導員の待遇は大変厳しく、全国学童保育連絡協議会の2012年5月1日現在の調査では、年収150万円未満の割合が68.2%（2007年調査では52.7%）になっています。また78.5%が非正規職員となっています。新制度では、資格のある指導員を開所時間中必ず1人おこななくてはならないことになっていますが、必ず1人ということは1学童保育所に最低2人の資格者が必要となります。しかし、厚生労働省の基準単価は開所時間×時給という計算であり、2人を雇用するという計算式になっていないことも大きな問題です。子どもの命を守り保育の質を確保するためにも、常勤で専任として働く学童保育指導員の2人配置は必要最低限と考えます。

愛知県内の学童保育を必要とする子どもが安心して生活できる学童保育施策になるよう、学童保育指導員が働き続けられるよう、そして、保護者が働きながら安心して子育てができるよう、お願いいたします。